

第3次山梨県消費者基本計画に基づく令和8年度事業計画

基本方針		施策			事業内容		R 8 取組予定 (実施時期、実施回数、目標件数、配布枚数等)		担当所属		
1 商品やサービスの安全の確保											
(1) 事業者に対する適正な監視・指導・検査											
1	(1)	ア		乳児用ベッドや家庭用圧力鍋等による事故を未然に防止するため、消費生活用製品安全法に基づく販売店への立入検査・指導	乳児用ベッドや家庭用圧力鍋等の一般消費者に危害を及ぼす恐れが多いと思われる製品について、消費生活用製品安全法に基づく販売店への立入検査・指導を実施。実施主体は市町村	引き続き市町村において立入検査を実施する。			県民生活支援課		
1	(1)	イ		電気製品による火災事故等の発生を未然に防止するため、電気用品安全法に基づく販売店への立入検査・指導	電気用品の販売に係る店舗等において、電気用品等の物件を検査を実施（ただし、町村関係のみ）	町村（消防本部）において、通年で16販売所への立入検査を予定			消防保安課		
1	(1)	ウ		ガスによる重大事故を未然に防止するため、ガス事業法及び液化石油ガス法に基づく機器販売店への立入検査・指導	液化石油ガス販売事業者の販売所を対象とした立入検査に併せて液化石油ガス器具等の検査等を実施（ただし、町村関係のみ）	通年で8販売所への立入検査を予定			消防保安課		
1	(1)	エ		医薬品等の安全性を確保するため、医薬品・医療機器等法に基づく薬局及び医薬品販売施設等への指導	薬事監視指導事業 医薬品医療機器等法に基づき、各局等への監視指導を実施	実施時期：通年、実施回数：随時			衛生薬務課		
1	(1)	オ		生活衛生を確保するため、生活衛生関係法令に基づく生活衛生施設の監視・指導	生活衛生関係法令に基づき、生活衛生施設の監視指導を実施	実施時期：通年、実施回数：随時			衛生薬務課		
1	(1)	カ		水質の確保を図るため、水道法に基づく水道施設等の監視・指導	水道法に基づき、水道施設等の監視指導を実施	実施時期：通年、実施回数：随時			衛生薬務課		
1	(1)	キ		遊具の安全性を確保するため、都市公園法に基づく遊具の点検を実施	遊具の安全性を確保するため、都市公園法に基づく遊具の点検を実施	年1回点検を実施			都市計画課景観まちづくり室		
(2) 消費者事故の調査・公表											
1	(2)	ア		消費者事故の拡大を防ぐため、消費者安全法に基づく消費者庁からの重大事故情報やリコール情報の周知、必要に応じ国への立入検査の実施要請	消費者安全法に基づく重大事故等に係る公表 法第38条第1項に基づく情報提供の通知 製品評価技術基盤機構製品安全センターからのリコール情報の周知 必要に応じ国への立入検査の要請	引き続き市町村への情報提供・通知、消費者安全法第38条第1項に基づく情報提供を行う。			県民生活支援課		
1	(2)	イ		消費者の事故防止のため、消費生活用品の事故に関する注意事項の消費者への情報提供	国が発信する消費生活用品の事故情報や注意事項を迅速に消費者へ情報提供する。	引き続き市町村を通じた情報提供を行う			県民生活支援課		
1	(2)	ウ		子どもの事故防止のため、事例等の情報発信及び啓発	国民生活センター「子どもサポート情報」ほか、子どもの事故防止に向けた情報の発信、市町村を通して住民への周知	随時実施			県民生活支援課		
1	(2)	エ		商品の欠陥等による消費者事故を防止するため、商品テストの実施	商品の欠陥等による消費者事故を防止するため、商品テスト等を実施する。	必要に応じ実施			県民生活センター		
1	(2)	オ		予防可能な子どもの死亡を減らすため、専門家等による、18歳未満の子どもの死亡事例の検証	18歳未満の子どもが死亡したとき、死因や背景因子の調査を行い、効果的な予防対策を導き出すための体制を整備	CDR推進会議（7月に1回） CDR多機関検証委員会(死亡した子どもの個別検証を随時、概観検証を2回実施) 子どもの死亡の予防策を報告書にまとめ、関連事業に反映 予防策の推進			子育て・次世代サポート課		
(3) 災害や感染症流行時の生活関連物資の安定供給・価格の安定化に向けた取組											
1	(3)	ア		災害や感染症流行時の買い占めや売り惜しみを抑制するため、指定物資の価格等調査、事業者への勧告、県民への情報提供	指定物資の県内店舗の価格調査を実施。買い占めや売り惜しみが認められる場合に事業者へ勧告。非常時における生活関連物資の県内状況を県民へ情報提供	必要に応じて実施			県民生活支援課		
1	(3)	イ		災害や感染症流行時の不安を解消するため、生活関連物資の情報収集	災害や感染症流行時の生活関連物資等の価格や市場での供給状況について、県や消費生活協力員等による情報収集	必要に応じて実施			県民生活支援課		
1	(3)	ウ		災害時における生活必需物資の調達協定に基づく物資の供給	「災害時における生活必需物資の調達等に関する協定」の締結 協定に基づく連携体制の強化	引き続き連携体制の確認を行う。			県民生活支援課		
1	(3)	ウ		災害時における生活必需物資の調達協定に基づく物資の供給	関係者が、物資拠点における実際の運用をイメージできるよう、毎年実施する総合図上訓練などの訓練の場において、物資の受入及び供給に係る手順等を確認するとともに、県の物資拠点等で物資に係る一連の業務の流れや役割分担などを関係者間で確認・共有し、実際の運用における課題を抽出する。	令和7年度に実施した災害時物資搬送訓練（関係団体及び市町村と連携し、アイメッセ山梨での物資受入から甲府市物資拠点を經由した搬送）について、振り返りを行うとともに、次年度訓練に向けた関係機関との調整を図る。			防災危機管理課		
1	(3)	ウ		災害時における生活必需物資の調達協定に基づく物資の供給	山梨県地震防災訓練にて協定締結企業との演習を実施	11月29日予定、実施回数1回、参加企業1社			産業政策課		
1	(3)	エ		商店や商店街等が地域と連携して行う買い物弱者対策のための取組への支援	山梨県地域商業活性化支援事業費補助金 (R8年度事業名： （仮）山梨県地域商業にぎわい創出支援事業費補助金）	通年、交付申請受付			産業政策課		

第3次山梨県消費者基本計画に基づく令和8年度事業計画

資料2－2

基本方針		施策			事業内容	R 8 取組予定 (実施時期、実施回数、目標件数、配布枚数等)	担当所属
		(4) 食の安全・安心の確保					
1	(4)	ア		食品の安全性に関する相談を受けるため、食品安全110番の設置	課内に専用回線を設置、県民からの食の安全性に関する相談や事業者の食品表示の方法に係る相談受付	随時実施	県民生活支援課
1	(4)	イ		県民に対する食の安全・安心等について積極的な情報提供	食品の安全性や栄養等、食に関する様々な内容を一元的に「やまなし食の安全・安心ポータルサイト」により情報提供	随時実施	県民生活支援課
1	(4)	ウ		食育や食の安全・安心等についての意見交換会や情報提供等を通じて、県民の意見聴取や関係団体の取り組みを促進	生産者、事業者、消費者、行政など、関係者の意見交換の場とする「食の安全・安心を語る会」の開催	食の安全・安心を語る会を実施 1回(2月予定)	県民生活支援課
1	(4)	エ		米トレーサビリティ法に基づく生産者、事業者等への指導・立入検査	生産者・卸売業者・外食店等における米穀取引の記録・保存と、消費者への産地情報伝達の状況確認のため、国と連携した事業者等への検査・指導やイベント、HP等を通じた普及啓発の実施	随時実施	県民生活支援課
1	(4)	オ		食品衛生法に基づく施設の監視・指導及び同法に基づく食品等の規格基準の適合に関する収去検査	山梨県食品衛生監視指導計画に基づいて実施	実施時期：通年、実施回数：随時	衛生薬務課
1	(4)	カ		残留有害物質モニタリング検査	山梨県食品衛生監視指導計画に基づいて実施(畜水産食品・残留有害物質検査事業)	実施時期：通年、実施回数：随時	衛生薬務課
1	(4)	キ		食用に供する食肉、食鳥肉について検査・監視・指導	と畜場法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づいて実施	実施時期：通年、実施回数：随時	衛生薬務課
1	(4)	ク		BSE特措法に基づく牛のBSE検査	BSE特措法に基づいて実施	実施時期：通年、実施回数：随時	衛生薬務課
1	(4)	ク		BSE特措法に基づく牛のBSE検査	BSE検査事業 BSEを疑う症状を呈した牛について検査を実施	指導実施時期(牛飼養農家：通年)	畜産課
1	(4)	ケ		牛トレーサビリティ法に基づく畜産農家への指導・立入検査	牛飼養農家に対する耳標装着の指導の実施	実施時期：周年、実施回数：随時	畜産課
1	(4)	コ		HACCP(食品の製造工程衛生管理)方式等に関する情報の提供、指導・助言を用いた生産衛生管理モデルを推進するための実態調査やデータの収集を実施	HACCPの普及啓発のため取り組みを行う畜産農家に勉強会を実施	HACCP導入を推進指導 農場HACCP認証農場における引き続きの衛生管理指導 3農場	畜産課
1	(4)	サ		飼料安全法に基づく飼料の適正使用の推進	使用基準が定められている飼料及び飼料添加物の適正使用の指導	実施時期：周年、実施回数：随時	畜産課
1	(4)	シ		県産農林産物等と流通食品の放射性物質検査	野生獣肉の安全・安心を確保するため、野生鳥獣の放射性物質検査を実施する。本県の野生鳥獣の放射性物質検査の実施	実施時期：10月 検体数：野生獣肉12検体(ニホンジカ8検体、イノシシ4検体)	自然共生推進課
1	(4)	シ		県産農林産物等と流通食品の放射性物質検査	県産特用林産物の安全・安心を確保するため、放射性物質の検査を実施	通年、検査品目：7品目	林業振興課
1	(4)	ス		やまなしGAP(農業生産工程管理)及び国際基準GAPの導入支援	GAPに対する消費者や実需者の信頼性を高めるため、県による確認・検証・審査を行う「やまなしGAP認証制度」や国際水準GAPの推進を図る。	やまなしGAP認証審査会 3回	農業技術課
1	(4)	セ		農薬の適正使用と飛散防止対策等の普及・指導	農薬使用の多い時期を「山梨県農薬危害防止運動」の実施期間と定め、通知やポスター等を配布し、関係法令等の周知と農薬適正使用・適正管理の徹底を図る。	6～9月、通知・ポスター配布(385部)・広報等	農業技術課
1	(4)	ソ		農薬管理指導士、農薬適正使用アドバイザーの認定	農薬安全使用に関する専門的な研修会を実施し、農薬使用者の資質向上と、的確なアドバイスに関する知識の普及強化を図る。受講者へは「山梨県農薬管理指導士・山梨県農薬適正使用アドバイザー」として認定し、認定証を交付する。	研修会2月開催予定、年1回、130名程度	農業技術課
1	(4)	タ		持続的養殖生産確保法に基づく養殖衛生管理の指導等	消費者の視点に立った健全で安全な養殖魚の生産に寄与するために、養殖業者への巡回指導を実施	対象となる養殖生産者及び漁協に対し、年間を通して技術の普及や養殖場の監視、また防疫対策指導などの巡回指導を48回実施する。	食糧水産課
1	(4)	チ		学校給食用食材の安全・衛生を確保するため、学校給食衛生管理基準に基づく学校給食の食材検査	県立学校における学校給食衛生管理基準に基づく原材料及び加工食品についての微生物検査、理化学検査の実施	6月実施、実施回数 5回、参加数 5施設	保健体育課
1	(4)	ツ		衛生管理知識を共有し、実践力を高めるため、栄養教諭・栄養職員等研修会、栄養衛生管理講習会等を実施	栄養教諭学校栄養職員研修会、山梨県栄養衛生管理講習会、を実施	①研修会 実施回数 2回 参加者数 各回120人 【6月・10月参集開催予定】 ②講習会 実施回数 1回 参加者数 600人 【7月～8月実施映像配信にて実施予定】	保健体育課
1	(4)	テ		学校給食の衛生管理の充実や安全性を確保するため、学校給食の衛生管理に関する調査研究	県内市町村教育委員会及び県立学校給食施設を対象に調査研究を実施	10月実施、実施回数5回(1施設1回)	保健体育課

第3次山梨県消費者基本計画に基づく令和8年度事業計画

基本方針		施策			事業内容	R 8 取組予定 (実施時期、実施回数、目標件数、配布枚数等)	担当所属
2 消費者と事業者との取引の適正化							
	(1) 表示等の適正化の推進						
2	(1)	ア		家庭用品の品質表示の適正化を図るため、家庭用品品質表示法に基づく販売店への立入検査	家庭用品の品質表示の適正化を図るため、家庭用品品質表示法に基づく販売店への立入検査等を実施する。	引き続き市町村において立入検査を実施する。	県民生活支援課
2	(1)	イ		食品表示ウォッチャーによる食品表示のモニタリング	県民を食品表示ウォッチャーとして委嘱、食品販売店における食品表示のモニタリング実施と県への報告	随時実施	県民生活支援課
2	(1)	ウ		家電製品の表示の適正化を図るため、家電販売団体等と協働し、家電販売の適正表示調査	家電製品の表示の適正化を図るため、家電販売団体等と協働し、家電販売の適正表示調査を実施する。	店舗調査に参加予定	県民生活支援課 県民生活センター
2	(1)	エ		消費者の適切な選択機会を確保するため、景品表示法に基づく事業者への指導・措置命令	消費者の適切な選択機会を確保するため、景品表示法に基づく事業者への指導・措置命令等を行う。	必要に応じ実施	県民生活支援課 県民生活センター
2	(1)	オ		食品表示の適正化を図るため、食品表示合同調査の実施	食品表示法、景品表示法、食品衛生法等を所管する関係機関、部署と合同で食品販売店における食品表示の状況を調査	年4回 6月12日、9月11日、12月11日、2月12日に実施	県民生活支援課
2	(1)	オ		食品表示の適正化を図るため、食品表示合同調査の実施	山梨県食品衛生監視指導計画に基づき、食品等事業者に適正表示の監視・指導を実施	実施時期：通年、実施回数：随時	衛生業務課
2	(1)	カ		有害物質を含有する家庭用品による健康被害を防止するため、有害物質含有家庭用品規制法に基づく販売規制・回収命令・立入検査	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づいて実施	実施時期：通年、実施回数：随時	衛生業務課
2	(1)	キ		食品等の内容量表示の適正化を図るため、計量法に基づく表示を行う者への適正表示の指導、対象商品を製造及び販売する事業所等への立入検査	食品(精肉・魚類、野菜等のパック詰め品等)の内容量の適正表示に係る立入検査の実施(商品量目立入検査)	実施時期：年2回(6～8月、10～12月) 実施回数等：調査数 24事業所	産業政策課計量検定所
	(2) 消費者契約の適正化の推進						
2	(2)	ア		前払式特定取引等における契約の適正化を図るため、割賦販売法に基づく事業者への立入検査等	関東経済産業局との合同調査	必要に応じて実施	県民生活支援課
2	(2)	イ		特定商取引法及び消費生活条例に基づく悪質事業者への指導・行政処分	関係機関との情報共有し、必要に応じ指導を行う	必要に応じ実施	県民生活支援課 県民生活センター
2	(2)	ウ		貸金業法に基づく貸金業者の検査・監督	貸金業法に基づく貸金業者の検査・監督	立入検査 2件	産業振興課
2	(2)	エ		旅行契約の適正化を図るため、旅行業法に基づく事業者への立入検査	旅行業法第70条第3項に基づき、旅行業法の遵守状況を確認するため、旅行者等々に立入検査を行う。	【立入検査の実施】 実施時期：適宜 実施箇所：4箇所程度	観光政策グループ
2	(2)	オ		宅地建物取引の適正化を図るため、宅地建物取引業法に基づく事業者への指導・監督	新規免許事業者を中心に宅地建物取引業者への立入調査を実施する。	実施時期：8～1月、対象件数：21～25業者	建築住宅課
2	(2)	カ		関係法令に基づくヤミ金融、悪質商法等の生活経済事犯の取締	生活経済関係法令に基づくヤミ金融、悪質商法等の生活経済事犯の取締	生活経済関係法令に基づく、ヤミ金融、悪質商法等の生活経済事犯の取締	県警本部保安課
2	(2)	キ		取締を強化するため、関係機関等との情報共有	消費生活侵害事犯が疑われる場合、相談者の同意に基づく警察への早期情報提供を行う。	必要に応じ実施	県民生活センター
2	(2)	キ		取締を強化するため、関係機関等との情報共有	取締を強化するため、関係機関等との情報共有	取締り強化のため、関係機関等との情報共有	県警本部保安課
3 消費者被害の防止と救済							
	(1) 見守り体制の構築及び見守り活動の促進						
3	(1)	ア		市町村が設置する消費者安全確保地域協議会の円滑な運営と相互連携を図るため、山梨県消費者安全確保推進会議の設置	市町村の消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク等)の設置、また協議会(見守りネットワーク等)の取組を推進するため、「山梨県消費者安全確保推進会議」を設置し、市町村の見守りネットワーク構築と円滑な運営のために必要な情報提供・研修等実施	消費者安全確保推進会議の開催。年1～2回予定。	県民生活支援課
3	(1)	イ		「見守りネットワーク」の活動を支援するため、消費者事故や消費者被害、見守り体制の重要性等に関する情報の提供	各市町村において見守り活動を実施する消費生活協力員及び消費生活協力団体※に、消費生活情報誌や消費者事故、被害等に関する情報資料等を送付。 「高齢者等の安心・安全な生活環境づくりに向けた協定※」の締結に基づく協力団体への情報提供	随時実施	県民生活支援課
3	(1)	イ		「見守りネットワーク」の活動を支援するため、消費者事故や消費者被害、見守り体制の重要性等に関する情報の提供	「見守りネットワーク」の活動を支援するため、見守り関係者を対象とした出前講座を実施する。	随時実施予定	県民生活センター
3	(1)	ウ		高齢者・障害のある人等を社会全体で見守るため、消費者団体や介護サービス事業者等への見守り活動の啓発	庁内関係課との連携により、福祉・介護関係者会議における高齢者等の見守りネットワーク構築推進、出前講座活用の促進・啓発 消費生活協力団体が地域において実施する、見守り活動等に資するために実施する研修への講師派遣	必要に応じて実施	県民生活支援課
3	(1)	ウ		高齢者・障害のある人等を社会全体で見守るため、消費者団体や介護サービス事業者等への見守り活動の啓発	庁内関係課との連携により、出前講座活用の促進・啓発をする。	健康長寿推進課あて地域事業担当者への出前講座活用の促進を依頼 県老人クラブ連合会に出前講座の活用を依頼	県民生活センター
3	(1)	ウ		高齢者・障害のある人等を社会全体で見守るため、消費者団体や介護サービス事業者等への見守り活動の啓発	障害福祉サービス事業者等に対する集団指導に併せて、パンフレットを配布し啓発	実施時期：令和8年5月、実施回数：1回 実施方法：障害福祉サービス事業者等に対するオンライン集団指導において、参加者に対し周知を図る方法により啓発を実施する。 目標者数：300名	障害福祉課
3	(1)	エ		高齢者や障害のある人等が地域において自立した生活が送れるよう、日常的な金銭管理や福祉サービスの利用援助、見守りなどの支援	・県社会福祉協議会に「地域福祉権利擁護センター」を設置し、日常生活支援業務に関する審査、調査・研究、広報・啓発、研修等を実施。 ・県社協が基幹的社協(甲府市社協など16市町村社協)に委託し、利用者への自立支援計画の策定、日常的な金銭管理サービスや日常生活支援サービスを実施。	【対象者】認知症高齢者、知的障害者等のうち、判断能力が不十分な者 【実施時期】通年 【利用見込】600人程度	福祉保健総務課
3	(1)	オ		成年後見制度の普及・啓発及び日常生活自立支援の活用を推進	成年後見制度の活用を促進するため、実際に家族等からの相談に対応する市町村職員及び市町村社会福祉協議会職員を対象とした研修会を開催する。	実施時期 令和8年5月～令和9年2月(予定) 実施回数 年4回(予定)	健康長寿推進課

第 3 次山梨県消費者基本計画に基づく令和 8 年度事業計画

資料 2 - 2

基本方針		施策			事業内容	R 8 取組予定 (実施時期、実施回数、目標件数、配布枚数等)	担当所属
	(2) 消費者トラブルに関する情報発信						
3	(2)	ア		消費生活情報誌「かいじ号」の発行	消費生活情報誌「かいじ号」の発行	年2回発行予定	県民生活支援課 県民生活センター
3	(2)	イ		消費者被害防止動画の放映	消費者被害を未然に防止するための啓発動画をYoutube等のSNS広告やコンビニエンスストア等のデジタルサイネージで配信・放映する。	消費者被害を未然に防止するための啓発動画をYoutube等のSNS広告やコンビニエンスストア等のデジタルサイネージで配信・放映する。(年12本)	県民生活支援課 県民生活センター
3	(2)	ウ		消費者被害を防止するため、チラシ、パンフレット等による作成・啓発	県の各種イベント・会議等において、啓発資料等を展示、配布する。 教育委員会等関係部署において開催される会議、研修会等において、消費者被害を防止、消費者教育関係資料等を配付する。	随時実施予定	県民生活支援課 県民生活センター
3	(2)	エ		関係機関が連携し犯罪防止のための活動や環境整備を促進するための安全・安心まちづくり推進会議の実施	関係機関が安全・安心まちづくりの普及・啓発、自主的な防犯活動の支援、構成団体等の相互の連絡調整及び情報交換を実施	県HPに各種情報を発信(随時)、市町村担当者への情報提供(概ね月1回)	県民生活支援課
3	(2)	オ		安全・安心に関する情報を提供するため、情報コーナーの設置	県民生活センターにポスター、啓発資料展示等、情報コーナーを設置する。	随時実施予定	県民生活センター
3	(2)	カ		弁護士による無料法律相談の実施	県民個人の日常の活動や生活の中で生じた民事上の諸問題を解決するきっかけとなるよう、法的な解釈や法制度等について、弁護士が無料で相談に応じる。	年4・8日実施予定	県民生活センター
3	(2)	キ		被害防止、トラブルの現状を周知するための情報の提供	県HPによる情報発信、警察庁等の発表される情報について市町村等へ情報提供	安全・安心なまちづくり推進会議を7月14日開催予定	県民生活支援課
3	(2)	キ		被害防止、トラブルの現状を周知するための情報の提供	県警、国民生活センター、消費者庁、金融庁などから発表される消費者トラブルについて、センターHP、メールマガジン、SNS等により情報発信する。	随時実施予定	県民生活センター
3	(2)	キ		被害防止、トラブルの現状を周知するための情報の提供	各種防犯情報をメールシステム等による情報発信	通年。必要に応じて情報発信を実施する。	警察本部生活安全企画課
3	(2)	ク		防犯講話における注意喚起の実施	電話詐欺等各種犯罪被害状況等を踏まえた防犯講話の実施	通年。当課及び各警察署において、関係機関と連携して実施予定。	警察本部生活安全企画課
3	(2)	ケ		電話詐欺等の被害防止のため、関係機関と連携した広報啓発活動の推進	関係機関との連携による電話詐欺被害の防止に関する広報啓発活動を推進する。	通年。当課及び各警察署において、関係機関と連携して実施予定。	警察本部生活安全企画課
	(3) 県内適格消費者団体や消費者団体との連携と紛争処理						
3	(3)	ア		消費者団体や事業者団体との連携による消費者被害の防止に関する講座やセミナーの開催	消費者被害防止講座委託事業等	引き続き講座の実施をする	県民生活支援課
3	(3)	イ		適格消費者団体との連携	適格消費者団体であり、差止請求関係業務に係る消費生活相談情報の提供と利用に関する覚書を締結している「やまなし消費者支援ネット」との連携により、事業者の不当な行為が改善され、県民の消費生活の安定及び向上につなげる。	懇談会を実施予定	県民生活支援課 県民生活センター
3	(3)	ウ		消費者訴訟に係る訴訟費用の貸付、必要資料の提供	消費者訴訟に係る訴訟費用の貸付、必要資料の提供等	必要に応じて実施	県民生活支援課
3	(3)	エ		消費者団体や事業者団体等との意見交換や情報提供	消費者団体との連携、意見交換会のほか 意見交換会(生命保険協会)、消費者安心懇話会(損害保険協会)、暮らしの電化懇談会(日本電化協会)等、各種事業者団体が行う会議、研修会等への参加	会議、研修会等へ参加予定	県民生活支援課 県民生活センター
3	(3)	オ		消費生活紛争処理委員会、建設工事紛争審査会によるあっせん・調停	消費生活紛争処理委員会の開催、あっせん・調停の実施	委員委嘱替え(R7.5) 紛争処理委員会の開催について検討	県民生活支援課
3	(3)	オ		消費生活紛争処理委員会、建設工事紛争審査会によるあっせん・調停	建設工事の請負契約に関する紛争について、専門家による迅速かつ簡便な解決を図ることを目的として、建設業法に基づき山梨県建設工事紛争審査会を設置	申請により随時開催	建設業対策室

第 3 次山梨県消費者基本計画に基づく令和 8 年度事業計画

基本方針		施策			事業内容	R 8 取組予定 (実施時期、実施回数、目標件数、配布枚数等)	担当所属
	(４) 県と市町村の連携による相談体制の充実						
3	(４)	ア		消費者や市町村に対する消費者トラブルやリコール等に関する情報提供	消費者庁、国民生活センター、その他関係機関からの消費者トラブルやリコール等に関する情報を県HP及び市町村を通じて住民に周知、情報提供	随時発信予定	県民生活支援課
3	(４)	イ		消費生活センター設置等にかかる市町村支援	市町村の消費生活センターの設置を進めるため該当市町村に対し助言、支援等を実施	引き続き、未設置の市町村に対し、必要な支援を行う	県民生活支援課
3	(４)	ウ		県と市町村の消費生活相談窓口及び消費者ホットライン（１８８）の周知を図るため、県HP、情報誌等を活用した広報の実施	県HP、メールマガジン、SNS等による消費者事故・消費者被害の注意喚起情報の発信 消費生活情報誌「かいじ号」の発行・配付 消費者被害防止動画の放映、広報誌その他各種媒体による相談窓口の周知	県HP、メールマガジン、SNS等により随時情報発信 「かいじ号」年２回発行・配布予定 消費者被害防止動画の放映（12本）、広報誌及びバス広告による相談窓口の周知予定	県民生活支援課 県民生活センター
3	(４)	エ		消費者被害の防止と救済のため、地域で活動する消費生活協力員の委嘱	山梨県消費生活条例に基づき、消費生活協力員を委嘱し、県下市町村に配置 (活動内容) 市町村消費生活相談窓口の周知、市町村消費生活相談窓口への相談等の取次、見守り活動、消費者教育・啓発活動等	協力員の（７９名）の委嘱 任期 ２年 R8.4.1～R10.3.31	県民生活支援課
3	(４)	オ		消費者被害の防止と救済のため、地域で活動する消費生活協力員の研修の実施	消費生活協力員の活動に資するため、必要な情報の提供、研修を実施する。	メール等による情報提供を随時実施、研修会年２回実施予定	県民生活センター
3	(４)	カ		県内のいずれの相談窓口においても迅速な助言・あっせんが実施できるよう市町村相談窓口のサポート	市町村相談窓口、県民生活センターが連携し、県内のいずれの相談窓口でも消費者相談が迅速に実施される体制整備と適切な助言・あっせんを実施する。	随時実施予定	県民生活センター
3	(４)	キ		県及び市町村消費生活相談員等による相談事例検討会の開催	県と市町村相談員による各相談窓口の相談事例の検討会を実施する。	年２回実施予定	県民生活センター
3	(４)	ク		消費生活相談員の資質向上や市町村行政職員の消費者問題対応能力向上のため、研修等の実施	消費生活相談員の資質向上のため、最新事例や対応などの研修を実施する。	年６回実施予定	県民生活センター
3	(４)	ケ		新P I O－N E T（全国消費生活情報ネットワークシステム）を活用した消費者トラブル等の分析・情報提供	新P I O－N E T（全国消費生活情報ネットワークシステム）を活用した消費者トラブル等の分析、市町村や関係機関へ情報提供を行う。	随時実施予定	県民生活センター
3	(４)	コ		県指定消費生活相談員等による市町村の相談対応への助言・指導	相談への対応、困難事案の解決・啓発など、消費生活相談窓口における相談業務の技術的支援を実施する。	随時実施予定	県民生活センター
3	(４)	サ		インターネットからの相談受付	専用のWebサイトから相談を受け付ける。詳細な相談は電話及び面談を実施する。	随時実施予定	県民生活センター
3	(４)	シ		やまなし外国人相談支援センターにおける県内在留外国人のための相談の実施	やまなし外国人相談支援センターにおいて県内在留外国人のための相談窓口を設置し、１６言語に対応した相談支援を実施する。	県内在留外国人に対し、電話・メール・来所等での相談対応と情報発信を通年実施する。併せて、チラシ配布やウェブ発信を通じてセンターの周知を行う。	男女共同参画・多様性推進課
3	(４)	ス		関係機関と連携した警察安全相談の実施	相談業務に当たる機関・団体が連携して迅速適切な相談対応を行う。	警察総合相談ダイヤル（通年、２４時間受付）	県警本部総務課
	(５) 多重債務問題の解決に向けた支援						
3	(５)	ア		関係機関・団体との連携による債務問題の解決に向けた支援	多重債務者相談強化キャンペーン、法律無料相談会への協力	引き続き県HP等で広報を行う。	県民生活支援課
3	(５)	イ		弁護士、司法書士による多重債務無料相談の実施	全国一斉多重債務者相談強化キャンペーンにあわせ、県、弁護士会、司法書士会の共催で弁護士による多重債務無料相談会を実施	全国一斉多重債務者相談強化キャンペーン期間中に家計の無料相談会（多重債務無料相談会）を２回開催する。	県民生活支援課
3	(５)	ウ		心の健康（ケア）に関する相談の実施	①こころの健康相談統一ダイヤル ②多重債務者等心の健康相談	①通年（365日24時間） ②通年（月2回）	健康増進課
3	(５)	エ		多重債務の原因となる依存症に関する支援体制の強化	専門医療機関の選定及び依存症相談窓口の設置により、依存症に対する医療及び相談支援の実施（依存症対策推進事業）	相談窓口に相談員を配置し、電話及び来所による相談対応を実施	健康増進課
3	(５)	オ	再掲 2-2-㌥	貸金業法に基づく貸金業者の検査・監督	貸金業法に基づく貸金業者の検査・監督		産業振興課
3	(５)	カ		ヤミ金融業者の取締の強化	ヤミ金融業者の取締の強化	ヤミ金融業者の取締り強化	県警本部保安課

第3次山梨県消費者基本計画に基づく令和8年度事業計画

基本方針				施策	事業内容	R 8 取組予定 (実施時期、実施回数、目標件数、配布枚数等)	担当所属
4 消費者教育の充実							
	(1)	(1) 幼児期から高齢期までのライフステージや、学校や地域など場の 特性に応じた体系的な消費者教育の推進					
4	(1)	ア	再掲 3-3-ア	消費者団体や事業者団体との連携による消費者被害の防止に関する講座やセミナーの開催	消費者被害防止講座委託事業等		県民生活支援課
4	(1)	イ		「食」に関する知識の習得、食育推進ボランティアの周知及び参加促進を図るため、講義を実施	大学等と連携した食育推進ボランティアの養成 食に関する講義の実施	大学生を対象とした研修会の開催（4月下旬）	県民生活支援課
4	(1)	ウ		金融に関する知識・判断力の向上のため、山梨県金融広報委員会、甲府財務事務所と連携した金融経済教育の推進	各種会議、研修会における金融教育の啓発資料の配布 ※金融リテラシーの向上に向けた関係者会議 ※金融機関と連携した金融教育・啓発活動の推進 「高齢者等の安心・安全な生活環境づくりに向けた協定」による取組	啓発パンフレット、啓発物品を消費生活協力団体に配布し、啓発活動を行う。	県民生活支援課
4	(1)	エ	再掲 3-4-エ	消費者被害の防止と救済のため、地域で活動する消費生活協力員の委嘱	山梨県消費生活条例に基づき、消費生活協力員を委嘱し、県下市町村に配置（再掲）（活動内容）市町村が実施する消費者教育・啓発事業等への協力、地域における消費者被害防止の啓発活動		県民生活支援課
4	(1)	オ	再掲 3-4-オ	消費者被害の防止と救済のため、地域で活動する消費生活協力員の研修の実施	消費生活協力員の活動に資するため、必要な情報の提供、研修を実施する。		県民生活センター
4	(1)	カ		ライフステージに応じた啓発リーフレット等の作成・活用	ライフステージに応じた啓発リーフレット等の作成・活用	随時実施予定	県民生活センター
4	(1)	キ		ライフステージに応じた出前講座（児童生徒講座、若者講座、高齢者講座、一般成人講座、見守り関係者講座、教職員講座）の活用促進	最新情報等を取り入れながら、ライフステージに応じた出前講座（児童生徒講座、若者講座、高齢者講座、一般成人講座、見守り関係者講座、教職員講座）の活用を促進する。	随時実施予定	県民生活センター
4	(1)	ク	再掲 3-4-ク	消費生活相談員の資質向上や市町村行政職員の消費者問題対応能力向上のため、研修等の実施	消費生活相談員の資質向上のため、最新事例や対応などの研修を実施する。		県民生活センター
4	(1)	ケ		学習指導要領に基づく小・中・高等学校の授業における出前講座活用の推進	県内の小・中・高等学校に対して消費者教育の出前講座を積極的に周知し、活用を促進する。	随時実施予定	県民生活センター
4	(1)	コ		小・中・高等学校向け消費者教育教材のＨＰ掲載と教職員の活用に向けた支援	小学校から高等学校までを対象とした消費者教育教材をＨＰに掲載するとともに、教職員の研修機会等に活用を呼びかける。	随時実施予定	県民生活センター
4	(1)	サ		教職員が消費者教育を実施するための出前講座の実施	教育委員会等との連携を図り、教職員が消費者教育を効果的に実施するための出前講座を実施する。	随時実施予定	県民生活センター
4	(1)	シ		大学等と連携した健康に配慮したレシピ等の普及、県民健康公開講座の開催等	減塩レシピ及び県産食材を使用したレシピ等を開発し普及、減塩など県の健康課題の改善に向けたテーマの公開講座を開催	①県内の食資源や食の安全等に関する講義の実施 ・実施時期 4～7月（実施回数 13回） ②山梨学院大学との連携事業により、県民に対する健康的な食生活に関する情報提供の実施（やまなし減塩宣言プロジェクト周知と参画依頼）	健康増進課
4	(1)	ス		消費者教育を推進するため、「キャンパスネットやまなし」「やまなしまなびネット」による学習情報の提供	①「キャンパスネットやまなし」により、様々な学習機会の提供、及び学習成果の適切な評価を実施 ②「やまなしまなびネット」により、インターネットを通じて多様な学習機会や指導者等の情報を提供	やまなしまなびネットの新規掲載件数1,400件 やまなしまなびネットに講座情報を登録することで、広く県民に対して学習情報を提供する。	まなび支援課
4	(1)	セ		児童生徒の健全な金銭観を育むため、金融・金銭教育研究校による金融教育の実践、講演会・公開授業の実施	「金融経済教育公開授業」（金融広報委員会主催）及び講演会等の開催について各私立学校へ周知を行うとともに、私立学校での金融経済教育の実施、促進のため金融経教育に関連する通知や情報等も加えた情報提供の実施	金融・金銭教育における研究校の実践、講演会等の開催についての情報提供を私立学校に行い、周知していく。	まなび支援課
4	(1)	セ		児童生徒の健全な金銭観を育むため、金融・金銭教育研究校による金融教育の実践、講演会・公開授業の実施	児童生徒の健全な金銭観を育むため、金融・金銭教育研究校による金融教育の実践、講演会・公開授業の実施	研究指定校の2校（石和東小・早川中）による金融教育の実践。今年度は石和東小において公開授業を実施予定。（実施日・参加人数・チラシは県の校務支援システムで配付）	義務教育課
4	(1)	セ		生徒の健全な金銭観を育むため、金融・金銭教育研究校による金融教育の実践、講演会・公開授業の実施	現在および将来の生活を支え得る金融・経済に関する正しい知識の習得のため、具体的な教育を実践し、その効果的な方法を研究することを目的として、金融・金銭教育研究校における金融教育の実施。	・令和8・9年度金融教育研究指定校の山梨県立青洲高等学校において金融教育を実践する。	高校教育課
4	(1)	ソ		金融に関する知識・判断力の向上のため、消費者教育講座、巣立ち教室などの山梨県金融広報委員会と連携した金融教育に係る授業の実施	金融経済教育活動（日本銀行、金融広報委員会主催）の講座や教室等の開催について各私立学校へ周知を行うとともに、私立学校での金融経済教育の実施、促進のため金融教育に係る通知や先進的な取組の紹介等も加えた情報提供の実施	金融に関する知識・判断力育成のための消費者教育講座等の開催についての情報提供を私立学校に行い、周知していく。	まなび支援課
4	(1)	ソ		金融に関する知識・判断力の向上のため、消費者教育講座、巣立ち教室などの山梨県金融広報委員会と連携した金融教育に係る授業の実施	・消費者教育講座、巣立ち教室などの山梨県金融広報委員会と連携した金融教育に係る授業の実施。 ・消費生活に関する様々な情報や消費者トラブル防止のための県民生活センターによる出前講座。	・年間10回程度の巣立ち教室（各学校計画）を開催する。 ・県民生活センターによる出前講座（各学校計画）を開催する。	高校教育課
4	(1)	タ		消費者教育実践授業の他校における活用を図るため、授業実践例のＨＰへの掲載	教科担当指導主事の学校訪問に際して消費者行動や消費者被害等の授業実践に対する指導・助言。 総合教育センターホームページを利用して、実践例を紹介する。	・6月～10月に実施される教科訪問の際、消費者教育に関する授業実践に対する指導・助言を行う。 ・授業実践例を総合教育センターＨＰで紹介する。	高校教育課
4	(1)	チ		ことぶき勤学院における消費生活講座の実施	高齢者への継続的かつ自主的な学習の場の提供及び新たな生きがいづくり、仲間づくりと健康で活力に満ちた地域づくりに貢献できる人材の育成	年間で消費者生活・経済に関する講座開催数 12回 参加者数 延べ300名	社会教育課
4	(1)	ツ		健全な食生活の実現と心身の成長を図り、生涯を通じて健康で心豊かな食生活を営むため、児童生徒及び保護者に対する啓発活動の実施	学校教育活動全体を通じた食に関する指導実践について指導 便りや通信の配付、給食試食会、食生活に関する学習会、授業参観での食育の実践に対する支援	通年 各学校単位で実施	保健体育課
4	(1)	テ		望ましい生活習慣や食習慣を身につけさせるため、学校における食育推進事業の実施	各校の実情に応じた食育が推進できるよう、「食育推進一校一実践」を実施	通年 各学校単位で実施	保健体育課
4	(1)	ト		生徒に対する「消費者教育」を行う家庭科教諭等の意識向上を図り、教育活動を推進	夏期研修会において消費者教育に関する研修を実施し、家庭科教諭等の意識向上を図る。	7月29日(水)「262 中高特 家庭科授業力アップ研修会Ⅱ～消費者教育・金融教育の充実～」の実施 定員15名	総合教育センター

第3次山梨県消費者基本計画に基づく令和8年度事業計画

基本方針		施策			事業内容	R 8 取組予定 (実施時期、実施回数、目標件数、配布枚数等)	担当所属
	(2) 自立した消費者及び消費者市民社会の形成に参画する消費者の育成						
4	(2)	ア		SDGsを達成するための消費者市民社会の理解の促進など、消費者教育の普及・啓発	SDGsに関する出前講座を実施する。	随時実施予定	県民生活センター
4	(2)	イ	再掲 4-1-7	学習指導要領に基づく小・中・高等学校の授業における出前講座活用の推進	県内の小・中・高等学校に対して消費者教育の出前講座を積極的に周知し、活用を促進する。		県民生活センター
4	(2)	ウ		自立した消費者としての基礎を培うため、学習指導要領に基づく消費者教育の実施	消費者教育に関する通知を私立学校に周知するとともに、児童生徒が金融リテラシーを身につけられるよう消費者教育に関する行事、講師派遣事業についての情報提供の実施	消費者教育に関する行事、講師派遣事業等の情報提供を私立学校に行う。	まなび支援課
4	(2)	ウ		自立した消費者としての基盤を培うため、学習指導要領に基づく消費者教育の実施	自立した消費者としての基盤を培うため、学習指導要領に基づく消費者教育の実施	小・中学校において学習指導要領の位置付けによる消費者教育の実施。	義務教育課
4	(2)	ウ		自立した消費者としての基盤を培うため、学習指導要領に基づく消費者教育の実施	公民科、家庭科など学習指導要領に基づく消費者教育の実施。自立した消費者としての実践的な態度を育てる。 「社会への扉」等の消費者教育教材を活用した実践的消費者教育の実施	・各学校の年間指導計画に基づき、公民科や家庭科の授業で学習指導要領に示される消費者教育を実践する。（実施時期は各学校によって設定）	高校教育課
4	(2)	ウ		自立した消費者としての基盤を培うため、学習指導要領に基づく消費者教育の実施	「社会への扉」等の消費者教育教材を活用した実践的消費者教育の実施	全ての学校で年間指導計画に基づき、「社会への扉」等の消費者教育教材を活用した実践的消費者教育を実施する。	特別支援教育・児童生徒支援課
4	(2)	エ		国際理解への関心を高めるため、学習指導要領に基づく国際理解教育の実施	総合的な学習の時間や、外国語活動、英語の時間における言語の修得と併せた伝統や文化についての学習の実施	小・中学校において学習指導要領の位置付けによる国際理解教育の実施。	義務教育課
4	(2)	エ		国際理解への関心を高めるため、学習指導要領に基づく国際理解教育の実施	公民科学習指導要領に基づく国際理解教育の実施。 公民科の目標でもある広い視野に立って、国際的な視野を育て、地球規模で対応しなければならない課題に対し、主体的に考察させ、理解を深めさせる。	・各学校の年間指導計画に基づき、公民科の授業で学習指導要領に示される国際理解教育を実践する。（実施時期は各学校によって設定） ・国際交流事業を通じた、国際理解教育の推進を行う。	高校教育課
4	(2)	オ	再掲 4-1-7	ことぶき勤学院における消費生活講座の実施	高齢者への継続的かつ自主的な学習の場の提供及び新たな生きがいづくり、仲間づくりと健康で活力に満ちた地域づくりに貢献できる人材の育成		社会教育課
	(3) 誤情報や風評被害に惑わされない適切な消費行動の普及啓発						
4	(3)	ア		誹謗中傷防止のための啓発活動の実施	不当な差別、偏見、SNSでの誹謗中傷等の防止のため、県民に向けた人権啓発活動を実施	・誹謗中傷をテーマとした講演会を実施 ・ヴァンフォーレ甲府のホームゲームにおいて、ブースを設置し、啓発物品の配布やパネル展示、大型ビジョンでの啓発動画の放映等を実施	県民生活支援課
4	(3)	イ		司法の基本的な考え方を実生活と結びつけて理解し、身につけるため、学習指導要領に基づく法教育の実施	法教育に関する教育研修及び出前教室等の開催通知を私立学校へ周知するとともに、（文部科学省、法務局主催）私立学校での法教育の実施、促進のため関連する通知や先進的な取組の紹介等も加えた情報提供の実施	法教育に関する研修及び講師派遣事業についての情報提供を私立学校に行い、周知していく。	まなび支援課
4	(3)	イ		司法の基本的な考え方を実生活と結びつけて理解し、身につけるため、学習指導要領に基づく法教育の実施	社会科公民的分野における法についての全般的な学習の実施	・令和8・9年度金融教育研究指定校の山梨県立青洲高等学校において金融教育を実践する。	高校教育課
4	(3)	ウ		消費者主権と責務、消費者行政などをテーマに、討論・発表等を通して、消費者教育を実施	公民科学習指導要領に基づく法教育の実施。 法や規範の意義や役割を理解させるため、具体的事例を取り上げ、討論・意見発表などを通じた指導を実施。国家・社会の有為な形成者として必要な公民としての資質を育成することを目指す。	・各学校の年間指導計画に基づき、公民科の授業で学習指導要領に示される法教育を実践する。（実施時期は各学校によって設定） ・選管出前講座、弁護士出前講座、高大連携出前講座、租税教室を連携団体からの募集依頼に基づき実施する。	高校教育課
	(4) エシカル消費の普及啓発及び事業者との連携						
4	(4)	ア		エシカル消費に関する啓発活動	エシカル消費に関する内容を取り入れた出前講座を実施する。	随時実施予定	県民生活センター
4	(4)	イ		事業者と消費者が共創・協働し、持続可能な社会の実現をするため、消費者志向経営の推進	消費者志向経営について、HP等で情報発信等を行い、啓発する。	随時発信予定	県民生活センター
4	(4)	ウ		郷土料理を活用した食文化の継承を推進するため、食生活改善推進員連絡協議会等関係団体との連携による食に関するイベント等の実施	「食の祭典やまなし」（県調理師会主催）を隔年実施	「食の祭典やまなし」（県調理師会主催）は隔年実施のため、R8は実施なし	健康増進課
4	(4)	エ		乳幼児期にふさわしい食生活の実践を推進するとともに、家庭での地産地消を推進するため、保育所等における地産地消に係る食育の推進	「山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例」に基づく保育所における地産地消に係る食育の推進	引き続き保育所等への指導監査を実施。	子育て・次世代サポート課
4	(4)	オ		様々なイベントを通じて地産地消のPR活動を推進	県産の特用林産物をPRするとともに消費者と生産者の交流を図るため、地域の交流拠点を活用し、きのこや山菜等の特用林産物の試食、料理方法の紹介、展示等のイベントの開催	・令和8年9月～11月、イベント出展　開催回数：計2回	林業振興課
4	(4)	オ		様々なイベントを通じて地産地消のPR活動を推進	地産地消を推進するため、県産農畜水産物や加工品等の展示及び即売を実施する「ふるさと特産品フェア」（農業まつり）を開催。	小瀬スポーツ公園において、各種団体が農業のPRや啓発、特産物の販売を実施 ・実施時期:R8.10.17 ・実施回数:1回 ・来場者数:20,000人程度	農政総務課
4	(4)	オ		様々なイベントを通じて地産地消のPR活動を推進	県産食肉普及拡大推進事業 まきば公園で本県畜産物に対する理解を深めてもらうことを目的に開催される「フェスタまきば」の運営費に対する助成	フェスタまきば R8.10.4予定　県立まきば公園で開催 県産銘柄食肉パーベキュー、食育コーナー等	畜産課
4	(4)	カ		県内農産物直売所・飲食店等の利用拡大による地産地消の推進	農産物直売所の利用を促進し、売上向上を図るため、消費者に対し情報提供するとともに、直売所に対しても必要な情報を提供する。	やまなしGAP認証審査会　3回	農業技術課
4	(4)	キ		児童生徒に地域の自然、文化、産業などへの理解を深め、生産者の努力や食への感謝の気持ちを育むため、地域の農業生産者等と協力して、学校給食における地産地消の推進	各種研修会や公立学校食育推進研究会で地場産物の活用の教育的効果について指導 県HPで地場産物を活用した献立の事例紹介	各種研修会や公立学校食育推進研究会で地場産物や有機農産物を活用した食育推進の研修を実施 各給食施設単位で地場産物活用を推進	保健体育課

第3次山梨県消費者基本計画に基づく令和8年度事業計画

基本方針				施策	事業内容	R8取組予定 (実施時期、実施回数、目標件数、配布枚数等)	担当所属
		(5) 食育の推進、食品ロスの削減や環境保全に関する理解の促進					
4	(5)	ア	再掲 4-1-イ	「食」に関する知識の習得、食育推進ボランティアの周知及び参加促進を図るため、講義を実施	大学等と連携した食育推進ボランティアの養成 食に関する講義の実施		県民生活支援課
4	(5)	イ		食品ロス削減に対する認識をより高め、消費行動を改善するため、食品ロス削減のための啓発	消費者向けに、ポスター・チラシの配布、食品ロス削減研修会の開催、食品ロス削減に関するHPの設置等の実施	ヴァンフォーレ甲府と連携したフードドライブ・啓発活動の実施（5月・10月） かんしょくまの食品ロス削減啓発デジタルブック作成・公開（～10月） 飲食店における食品ロス削減モデル事業（10月～1月）	県民生活支援課
4	(5)	ウ		食品ロス削減に取り組む食品関連事業者の取組への支援	食品ロス削減に取り組む、食品関連事業者「食品ロス削減パートナー」として登録し、県HP等で活動の内容、事業者等の紹介	食品ロス削減に取り組む、食品関連事業者「食品ロス削減パートナー」として登録し、県HP等で活動の内容、事業者等の紹介	県民生活支援課
4	(5)	エ		食品ロスに関する周知啓発や削減の取組を行う「食品ロス削減推進サポーター」の養成を推進	食品ロス削減推進サポーター養成研修の実施	食品ロス削減推進サポーター養成研修の実施	県民生活支援課
4	(5)	オ		高校生を対象とした農業体験研修事業の実施	食や農業への関心を高め理解を促進するため、高校生を対象とした農業体験を実施する。	7月・8月、年3回、参加者数 延べ40人程度	農業技術課
4	(5)	カ		家庭科において、食育を通して健康・文化・環境への理解と実践力を育てる 授業を実施。また、食品ロス削減に向けた実践的な授業の実施	・家庭科では、健康・文化・環境・社会の視点から、食を自ら選び、考え、つながる力を育てる食育を推進する。 ・教科「家庭」で食品ロス削減に向けた実践的な態度を育てる。	・各学校の年間指導計画に基づき、家庭科の授業で、健康・文化・環境の視点から主体的な食生活を営む力を育てる食育を実践する。 ・家庭科の授業で、食品ロス削減に向けた実践的な態度を育てる。	高校教育課
4	(5)	キ		環境に与える消費活動の影響を自覚する消費者を育成するため、環境学習指導者（やまなしエコティーチャー）を派遣	環境に与える消費活動の影響を自覚する消費者を育成するため、環境学習指導者（やまなしエコティーチャー）を派遣 （環境学習指導者派遣事業）	環境学習指導者（エコティーチャー）の派遣事業 実施時期：通年 実施回数：エコティーチャーの派遣回数 15回	自然共生推進課
4	(5)	ク		地球環境や循環型社会に関する理解を深めるため、「環境情報館・やまなし環境学習プログラム」のHPへの掲載、環境ライブラリー事業による情報発信	地球環境や循環型社会に関する理解を深めるため、環境情報館・やまなし環境学習プログラム（県HP）の掲載、環境ライブラリー事業による情報発信	環境ライブラリーの書籍貸し出し、環境学習プログラムの県HPへの掲載を予定。 実施時期：通年 目標件数：環境ライブラリーの貸し出し 20件（年） 環境学習プログラムのHP掲載は通年実施	自然共生推進課
4	(5)	ケ		温暖化対策として、県民一人ひとりが環境に配慮した生活（エコライフ）に取り組めるよう、普及啓発を推進	地球温暖化の理解を深め、対策を実行できるよう、わかりやすい冊子を作成し、活用 山梨県立科学館と連携して、楽しみながら温暖化の現状に強い関心を持っていただくとともに、身近にできる温暖化対策の取組を促進	普及啓発事業の実施 ①地球温暖化対策の理解促進のための冊子の配布 （通年、適宜配布、一、一） ②山梨県立科学館と連携した体験型イベント・展示の実施 （R8.7.18～R9.2.28、約100回、一、一）	地域エネルギー推進室
4	(5)	コ		地域資源(未利用含む)の活用促進 産地と多様な事業者の連携促進	・サポートセンターの設置 ・人材育成研修会等の実施 ・新商品開発等に必要な施設の整備	・サポートセンターの設置（5月上旬～3月） ・人材育成研修会の実施（年3回、9月～1月） ・施設整備に係る相談対応（随時）	果樹園芸振興課
4	(5)	コ		地域資源(未利用含む)の活用促進 産地と多様な事業者の連携促進	・農業、産業、金融等関係機関による連携会議の実施及び連携体制の構築 ・関係機関と連携した事業取組希望者への支援	・連携会議の開催（年2回） ・加工品開発や販路開拓等に取り組む農業者への専門家による指導 （5月～3月：5人30回）	果樹園芸振興課
4	(5)	サ		海洋汚染の原因となっているプラスチックごみ等の発生を抑制するため、プラスチック製品と賢く付き合う取り組みを推進	海洋汚染の原因となっているプラスチックごみ等の発生を抑制するため、プラスチック製品と賢く付き合う取り組みを推進 （プラスチックスマート推進事業費）	○マイクロプラスチックに関する県民向け学習資料を作成し、県HPに掲載。	環境整備課
4	(5)	シ		自然環境やごみの減量等について考える機会を提供するため、フロンティア・アドベンチャーやまなし少年海洋道中の実施	青少年に心の豊かさを育むことを目的に、大自然の中での野外活動生活を通して、自然環境やごみ減量等について考える機会の提供	時期・回数：7・8月実施の「事前研修(2日間)」「現地研修(7日間)」「事後研修(1日)」 参加者数：県内中学生32名	社会教育課

第 3 次山梨県消費者基本計画に基づく令和 8 年度事業計画

基本方針		施策			事業内容		R 8 取組予定 (実施時期、実施回数、目標件数、配布枚数等)		担当所属		
5 消費生活情報の発信											
(1) デジタルツールを活用した情報発信											
5	(1)	ア	再掲 1-2-ウ	子どもの事故防止のため、事例などの情報発信及び啓発	国民生活センター「子どもサポート情報」ほか、子どもの事故防止に向けた情報の発信、市町村を通して住民への周知					県民生活支援課	
5	(1)	イ	再掲 1-4-イ	県民に対して食の安全・安心等について積極的な情報提供	食品の安全性や栄養等、食に関する様々な内容を一元的に「やまなし食の安全・安心ポータルサイト」により情報提供					県民生活支援課	
5	(1)	ウ		消費生活に関する情報のＳＮＳ等による迅速な発信	消費生活に関する情報をX、Facebook、LINEにより発信する。	随時発信予定				県民生活センター	
5	(1)	エ		学びの場の特性に応じた消費者教育が実施できるよう、消費者教育ポータルサイト（消費者庁）の紹介・活用促進	消費者教育ポータルサイト（消費者庁）の紹介資料、その他消費者教育教材等の資料提供	随時実施予定				県民生活支援課	
5	(1)	エ		学びの場の特性に応じた消費者教育が実施できるよう、消費者教育ポータルサイト（消費者庁）の紹介・活用促進	消費者教育に関する通知を各私立学校へ周知を行うとともに、消費者教育での活用促進のため、消費者庁のポータルサイトの資料や教材についての情報提供の実施	消費者庁「消費者教育ポータルサイト」の資料、教材について情報提供を行い、活用に向けて周知していく。				まなび支援課	
5	(1)	オ		サイバー犯罪のパトロール、警告及び情報発信	サイバーパトロールにより、SNS上の違法情報等を把握し、同投稿に対して当課公式アカウントから警告を実施するとともに、同投稿閲覧者に対する情報発信を行う。	サイバーパトロールによる違法情報等の把握・取締・警告。				県警本部サイバー犯罪対策課	
(2) 学校や地域での消費生活情報の活用に向けた周知活動											
5	(2)	ア	再掲 4-1-コ	小・中・高等学校向け消費者教育教材のＨＰ掲載と教職員の活用に向けた支援	小学校から高等学校までを対象とした消費者教育教材をＨＰに掲載するとともに、教職員の研修機会等に活用を呼びかける。					県民生活センター	
5	(2)	イ	再掲 5-1-エ	学びの場の特性に応じた消費者教育が実施できるよう、消費者教育ポータルサイト（消費者庁）の紹介・活用促進	消費者教育ポータルサイト（消費者庁）の紹介資料、その他消費者教育教材等の資料提供					県民生活支援課	
5	(2)	イ	再掲 5-1-エ	学びの場の特性に応じた消費者教育が実施できるよう、消費者教育ポータルサイト（消費者庁）の紹介・活用促進	消費者教育に関する通知を各私立学校へ周知を行うとともに、消費者教育での活用促進のため、消費者庁のポータルサイトの資料や教材についての情報提供の実施					まなび支援課	
5	(2)	ウ		幼児期における消費者教育を推進するため、保護者や保育士に向けて子育てネットを活用した啓発の実施	やまなし子育てネットに「消費者教育等出前講座」の案内を掲載し、保育・幼児教育関係者や保護者等の活用を促す。	やまなし子育てネットへ掲載する。				子育て・次世代サポート課	
(3) 市町村と連携した相談機関等の積極的な周知・広報											
5	(3)	ア		啓発月間における県と市町村で連携した消費生活情報発信の強化	5月消費者月間、9月高齢者向け悪質商法被害防止キャンペーン、1月若者向け悪質商法被害防止キャンペーンに合わせ、県と市町村が連携して啓発活動を実施する。	市町村広報誌へ掲載を依頼予定				県民生活支援課 県民生活センター	
5	(3)	イ	再掲 3-4-ウ	県と市町村の消費生活相談窓口及び消費者ホットライン（１８８）の周知を図るため、県HP、情報誌等を活用した広報の実施	県HP、メールマガジン、ＳＮＳ等による消費者事故・消費者被害の注意喚起情報の発信 消費生活情報誌「かいじ号」の発行・配付 消費者被害防止動画の放映、広報誌その他各種媒体による相談窓口の周知					県民生活支援課 県民生活センター	